

まで引き上げた。引き上げたけれども、産別最賃は別としたということで、次は産別最賃危うしかというのをききうしても指摘したいなと思っております。

私は、むしろこのことは大いに充実をさせて、今課題となっている医療、介護、福祉分野などにおいても産別最賃ということを模索していったらいいのではないかと、このように思っております。これは要望にととめます。

そこで、大臣に伺いたいと思うんですが、今、今回、珍しく二けたの引き上げということで、加重平均十四円余の引き上げになりました。ただ、それでも私の地元青森県は六百十九円でございます。二千時間働いて百二十三万八千円にしかならない、こういう実態であります。まだまだ最低賃金はワーキングプアの水準ではないかと私は思いますが、大臣はどのように考えますか。

○舛添国務大臣 今先生のお話を賜りながら、東京だと幾らになるんだろうと思つて、これは七百三十九円で、二千掛けてみたら百四十七万八千円なんです。そうすると、約二十五万ぐらゐの差が、二十四万か差があるんです。

そうすると、これはもう委員の御地元ですから、私の感覚からいうと、青森というのは非常に物価が安くて生活費がかからないところかなと。やはり、私も感覚的に申し上げれば、いや、これで生活するのは、まあ青森知りませんけれども、大変かなという感じはいたします。

ただ、これは地方最低賃金審議会というところで、公労使三者で、青森の状況を全部勘案した上でお決めになるというんですから、物価水準とかいろいろなことを考えてされるだろうなということ、公平な立場でお決めになったんだろうというところが一つ。

ただ、問題は、ずっとこの一連の議論でありまして、憲法二十五条、生活保護とこの最低賃金との整合性、やはり最低賃金の方が生活保護よりも下じやないかということ、私が理

解する限り、青森はそのケースに当たらないというように思います。たしか十一月くらいそういうところがあつたと思えますけれども。しかし、今回の法律はそれききさんと明記するということではないかと。

それから、成長力底上げ戦略推進円卓会議で、やはり政労使の合意形成で長期的にこの最低賃金を上げていくということでございますので、こういう方向をそれぞれ皆が努力しながら、長期的なこの最低賃金の引き上げということに向かつてやるべきだ、そういう考えを持っております。

○高橋委員 確かに東京に比べれば若干物価は安いけれども、それだけで吸収できる格差ではないということを指摘したいと思つています。

八月に厚労省が発表した、日雇い派遣労働者及び住居喪失不安定就労者、よくネットカフェ難民などと呼ばれておりますが、その実態調査、この中で、日々雇用される日雇い派遣労働者の平均就業日数は十四日、平均月収は十三万三千元です。これは、青森県の最賃労働者がフルタイムで働いても十一万足らずですから、それよりも下回つているという実態であるということ、これを、これは答弁は求めませんが、こういう実態であるということをよく考えていただきたいと思つています。

私は、別に東京も高いとは思つておりません。この水準を全体として底上げするべきだと指摘をしたいと思つています。

○阿部(知)委員

そして、私は、本日の予定された質問、まず最低賃金についてお伺いを申し上げます。せんだつての委員会の後半でも取り上げさせていただきますが、きょう皆様のお手元にございますのは、厚生労働省の平成十九年六月の最低賃金の履行確保に係る一斉監督結果というものの結果データでございます。

この一斉検査というが一斉監督結果というものは、成長力底上げ戦略の中で、ぜひ最低賃金も何とか遵守の方向を獲得しようという政府の姿勢によって、通常ですと一月から三月、最低賃金の違反についての現場の監督は入るわけですが、それに合わせて、もう一回別に六月にやった、スペシャル版でございます。

私は、いつも厚生労働省にああだこうだ批判ばかり言う方ですが、この検査については、やはり従来のものよりも破格に詳しくなされていますし、ぜひ、きょうこの最低賃金の論議がございました後のフオーローにも生かしていただきたいと思っておりますので、あえて現物を御提示して取り上げさせていただきます。

一枚目を見ていただければわかりますように、ここには地域別と産業別の最低賃金の、いわゆる違反をしているなと思われるところをわらわら入るわけですが、幾つの事業所が、おのおのどんな業種ごとに違反件数が多いかというものの紹介が地域別、産業別でございます。

多少繰り返しますが、地域別の方で、繊維製品製造業、クリーニング、食料品、あるいは繊維工業、飲食店、理容業、ハイヤー、タクシーなど、千数百件というのはそもそもそういう業種が多くて挙がっているところでございます。

あわせて、産業別の方を見ていただきますと、先日も申しましたように、多い業種、おのおの、産業別の方が賃金レベルは高いわけですが、例えば電気機械器具製造等、最初にどのくらいの相手に入っているかという、最初の数がいわば違反の多さの証左でございます。

こういう新たな詳細な検討をなさった、きょう青木さんに御答弁いただきましたんですが、このことを生かして今後のように施策を講じていかれるかについて、一問目、お願いいたします。

○青木政府参考人

この六月に実施いたしました最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果、これは今御指摘になりましたように、業種別の状況が明らかになりましたし、また労働者につきましても、性別、あるいはパート・アルバイトというような雇用形態等の状況が判明をいたしました。

最低賃金の履行確保を図るためには、監督指導とあわせて周知広報も重要でございます。こうした分析結果をもとに、問題があると思われる業種等を重点とした集団指導でありまして、周知広報、そういった実施を図ってまいりたいというふうに考えております。

○阿部(知)委員

今、青木局長の御答弁にあつたことが二枚目にも出ておりますが、二枚目には、この監督検査が入った、そこで働く総労働者数は十六万八千四百五十四人、うち女性が何%、そして最低賃金未満の方が二千五十一人で、その内訳が女性やパート・アルバイト、障害者、外国人であることは前回も御紹介申し上げました。しかし、これまでの厚生省にはなかったデータでありますので、私は何度も申し上げますが、これらを生かした施策をしていただきたい。

そして、ぜひ舛添大臣にはお願いがございませうが、こうした監督検査に入るにも、やはり職員の数、監督官の数というものが重要になっております。

この数年、微増はしておりますが、例えば平成十五年は二千八百十二、十九年は三千十一、これは監督官の数でございますが、今は対面のいろいろなトラブルにも対応しなきゃいけないというところで、こうした労働法制の改正が本當に生きていくためには、私は監督官の人的な充実ということがとても重要と思っておりますので、大臣の御尽力とお考えを伺いたいと思っております。

○舛添國務大臣

今、委員に御紹介いただいた調査、こういうものが、この最低賃金法が成立した後もさらに続けていくことにより、法律の施行を担保していくものだと思っております。

今、力強い御発言を賜りましたが、政府全体として、行政改革をやる、公務員数を減らす、そういう厳しい方針で臨んでいる中で、いかにして人員を確保するか、日々努力をしておりますのでございます。最終的には国民の皆さんの税金によってこういう監督官をふやさないとはいけません。ぜひ国民の皆様にも御理解を賜り、また国会の皆さん方の御理解も賜りまして、我々としてもこの人数を増員するという努力を傾けたいと思っております。

○茂木委員長 この際、お諮りいたします。

今国会、細川律夫君外三名提出、労働契約法案及び第百六十六回国会、細川律夫君外二名提出、最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○茂木委員長 ただいま議題となつております各案中、内閣提出、労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は終局いたしました。

○茂木委員長 この際、内閣提出、労働契約法案に対し、田村憲久君外四名から、また、内閣提出、最低賃金法の一部を改正する法律案に対し、田村憲久君外四名から、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。

○田村（憲）委員 ただいま議題となりました最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本修正案は、これまでの当委員会における審議を踏まえ、自由民主党・無所属会及び公明党並びに民主党・無所属クラブの協議の結果、合意が得られたものであります。修正案は、お手元に配付したとおりでございます。

その内容は、地域別最低賃金の原則に係る規定について、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な

最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするものであります。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○茂木委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○高橋委員 私 は、日本共産党を代表し、内閣提出の労働契約法案及び最低賃金法の一部改正案、労働契約法案に対する修正案及び最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案の四案に反対の討論を行います。

ワーキングプアなど働く貧困層の拡大に象徴される雇用、労働をめぐる深刻な実態は、日本の将来を左右する重大な社会問題になっていきます。さきの通常国会は、労働国会とも言われ、労働三法案の質疑が十分に行われることが期待されていきました。

ところが、さきの通常国会で社会保険庁改革関連法案の委員会強行採決の直後に、合意のないまま趣旨説明が行われるという不正常な形で審議入りし、今国会に継続されました。今国会でも、参考人質疑も行われず、審議時間は、通常国会と合わせてもわずか二十三時間半と極めて不十分であり、拙速な採決は断じて認められません。

最低賃金法改正案に反対する第一の理由は、労働者、国民の切実な願いである現行最低賃金の抜本的引き上げに結びつかないからです。

最低賃金の水準が生活保護の水準を下回るという異常な状態の解消は、遅きに失したとはいえ、当然のことです。しかし、今日、多くの労働者、国民は時給千円以上の最低賃金引き上げを要求しています。これは年収換算で二百万円程度という水準であり、いわゆるワーキングプア、貧困問題の解決のためには最低限の要求であります。

ところが、政府は、一貫して最低生計費の水準を明らかにせず、生活保護とどのような整合性を図るのかも不明です。一方、生活保護水準の切り下げが議論されている昨今においては、これに連動して最低賃金が引き下げられる懸念すらあります。

反対する第二の理由は、地域別最低賃金を任意から必須とし、地域格差を固定化するものだからです。全国一律最低賃金こそ実現すべきです。また、廃止すべきとの意見もある中、産業別最低賃金は存続されたことは重要ですが、罰則が適用除外されました。労働契約拡張方式が廃止されることも、現行制度からの明確な後退であり、認められません。

最低賃金法の一部改正案に対する修正案は、生活保護法の本来の原則である憲法二十五条の規定を重ねて述べたにすぎず、原案を改善させる保障にはなり得ません。以上を指摘し、討論を終わります。

○阿部（知）委員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、内閣提出の労働契約法案及びその修正案について反対、また、内閣提出の最低賃金法の一部を改正する法律案及びその修正に対して賛成する立場から討論を行います。

次に、内閣提出の最低賃金法の一部を改正する法律案及びその修正案について意見を述べます。

同法の見直しによって、産業別最低賃金が民事的な性格に変わり、罰則の適用がなくなることも、また、派遣労働者に対して、現在適用されている派遣元の最低賃金が、派遣先の最低賃金の適用に変更される点などについては懸念があります。

しかしながら、ワーキングプアの問題が深刻化し、地域別最低賃金が徹底強化され、大幅引き上げにつながっていくことが求められている中で、本法案の改正は一步前進と評価できると考えます。今後、最低賃金を抜本的に底上げするために、全国一律の最低賃金制度の創設を含めて、議論を深めていく必要があると考えます。

最後に、本法案が国民の生活にかかわる重大な内容であるにもかかわらず、与党と民主党のみでの修正を協議し、採決を急いだことについて疑問を呈し、私の反対討論を終わります。

○茂木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○小林正夫君

次に、最低賃金法改正案についてお伺いいたします。

まず、今般の改正法案に対する修正の理由及び意義について修正案提案者にお伺いいたします。

○衆議院議員（細川律夫君） お答えいたします。

衆議院におけます審議では、政府は政府原案の第九条第三項の趣旨につきましてこのように答弁をいたしております。

生活保護との関係は、地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものであるから、最低賃金法の書きぶりとしては、生活保護との整合性に配慮すると規定していることとあり、これが、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するとする趣旨であるというふうに答弁をいたしていることと聞いています。

すなわち、政府が提出されました原案は、地域別最低賃金の三つの決定基準のうち労働者の生計費に引きまして、生活保護に係る施策との整合性に配慮することにより、この趣旨を踏まえて、この規定の趣旨が必ずしも明確ではないにもかかわらず、最低賃金の決定の際に生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性に引きまして、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような水準になるよう配慮することを明確にするよう修正を行うこととしたものであります。これにより、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような生活保護の水準を下回らない水準となるよう配慮する旨がより強く強化されたというふうに考えております。

○小林正夫君 引き続きお伺いいたします。

修正後の法案（改定）で、今後の最低賃金審議会における議論に具体的にどう反映されるのか、修正案の提案者に質問いたします。

○衆議院議員（細川律夫君） 最低賃金の決定に当たっては、最低賃金の水準を決定する審議会におきまして、生活保護を始めとする労働者の生計費に関する様々な論点について十分検討を行い、最低賃金によって保障されるにふさわしい健康で文化的な最低限度の生活に引きつり議論されるべきものと考えております。

具体的には地域別最低賃金の水準につきましては、労働者の生計費に加えて、地域における労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力も決定基準として地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものでありまして、生活保護との整合性を具体的にどのように考慮するかについても中央及び地方の最低賃金審議会において審議を経て決定されるべきものと考えております。

生活保護と最低賃金の比較に当たって、例えば、地域別最低賃金は都道府県単位で決定をされますけれども、生活保護は市町村を六段階の級地に区分していることなど、あるいはまた生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なること、あるいはまた生活保護では必要に応じた各種加算や、また住宅扶助、医療扶助等があること、こういうような異なる論点を考慮するかどうかということが問題となることと聞いています。

生活保護との整合性を考慮するに際しては、以上のような論点も含めて、最低賃金の具体的な水準を決定する審議会におきまして、様々な角度から十分に検討を行い、最低賃金によって保障されるべき最低限度の生活に引きつり議論されるべきことと聞いています。

○小林正夫君 修正後の法案につきまして最低賃金の決定の際の考慮要素となる労働者の生計費と生活保護との関係はどうか、お伺いいたします。

○衆議院議員（細川律夫君） 最低賃金制度につきましては、労働者の最低限度の生活を保障する、そういう観点、あるいはモデルハザードの観点、そういうところから生活保護との整合性の問題がいろいろ指摘されてきたところがございます。

このため、最低賃金の決定の際に生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性に引きつり最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような水準になるよう配慮することを明確にするよう修正を行うこととしたものと聞いています。

最低賃金の考慮要素の一つであります労働者の生計費とは、労働者の生活のために必要な費用、これをいふものでございまして、国が困難するすべての国民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行うという生活保護とはおのずから異なるものでございまして、地域別最低賃金の具体的な水準を決定する地方最低賃金審議会においては生活保護基準のほかに様々な資料を用いて審議を行うっていくものと考えております。

○小林正夫君 以上で、二法案の条文及び修正箇所の質問を終わります。

次に、法案に関連して、労働問題にかかわる質問に移ります。

まず、舛添大臣にお聞きをいたします。

今回は、労働基準法はまだ衆議院で審議中と、こういう状況になっておりますけれども、今労働三法が審議されるという背景をどう考えているのか、このことについて大臣の御所見をお聞きしたいと思います。

状況に似ていると私は感じるんです。

現に、非正規労働者が労働者の三分の一を占めるという状況、これは総務省労働力調査の詳細結果では、二〇〇七年四月から六月期には前年同期比八十四万人増の一千七百三十一万人、正規雇用者は二十九万人増の三千四百八十三万人となっており、非正規の増加は正規労働者の約三倍、労働者全体の三三%が占める。二〇一二年の同時期と比べると、五年間で三百三十八万人が増加している、こういう現状があります。

さらに、長時間労働が顕在化している。これは大臣も十一月二日の衆議院厚生労働委員会で民主党の園田議員の質問に、長時間労働をなくしていきたい思いは同じだと、このように答弁をされてもおります。

三つ目には、給与所得が減少している。これは実態調査では、民間給与は九年連続で下がっており、二〇〇六年の年間平均給与は実に一万九千円ダウンしている。さらに、低所得層が増大している。二〇〇六年の国税庁民間給与統計調査では、年収二百万円以下の層は全体の二二・八%、年収三百万円以下では三八・六%となっている。低所得層の増加は、二〇〇一年に出された骨太方針に示された労働分野の規制緩和政策と一致していると思えます。労働分野の規制緩和はこうした低所得層を増やしただけではないかと、私はそのように危惧をしております。

さらに、生活保護世帯が増加をしている。厚生労働省平成十八年度社会福祉行政業務報告では、二〇〇六年度は百七万五千八百二十世帯、前年より三・三%増加しております。二〇〇五年度には百万世帯を超えた後も増加し続けております。これは、報道によると十四年連続で増加していると、こういうことになっていると聞いています。

私は、今言ったような状況を生み出し、景気はイザナギ景気を超える戦後最長を記録していると言われておりますけれども、国民生活は

ますます厳しさが増すだけで、不安定な雇用は不安定な社会をつくり、人生計画が描けない人が多くなっている。また、自殺者も警察庁のまとめでは九年連続三万人を超えている状態で、昨年は勤務問題での理由が千九百十九人と、統計を取り始めた一九七八年以降最も多くなっております。

少子高齢化社会に入り、黙っていても労働人口は減少し、国の財政も厳しい時代が続いていくと思えますけれども、それだけでも国力の低下が心配されますけれども、先ほど私が話したように、今日の状況を考えると日本は大丈夫なのかと、このことがより心配になる、私はそういう思いでございます。

国民が安全で安心して働ける環境の下で額に汗して働き、生産性を上げて収入を得て生活をしていく、私はこのことが国力をつくり出す源と考えております。我が国が成り立ちていく基本的な、基礎的な条件をしっかり立て直すため、そして我が国で大きな問題になっている格差の是正、つまり日本の社会のベース問題の解決を図るために最低賃金法と労働基準法の見直しあるいは労働契約法の制定という労働三法の審議が今求められていると、私はそのように考えておりますけれども、舛添厚生労働大臣はいかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(舛添要一君) 現状の日本の認識それから問題意識というのは、私も実は共通したもつて持っております。

過去十五年間、バブルの崩壊そして不況、その中からどうすれば立ち上がるか。そのときにやっぱり企業サイドから、経営サイドからの話が一番最初に来たのだらうと思えます。つまり、設備投資であれ雇用であれ債務であれ、いわゆる三つの過剰と、こういうものをまず整理をする。そのときに非常にアングロサクソン型の経営再建という形で取り組んできた。ですから、まず企業業績を上げる。その企業業績から見ると、委員御指摘のような、確かにイザナギを超える

景気ということになる。しかし、働いている人たちに給料の形で跳ね返ったのは随分遅れてきていて、こういう問題があると思えますし、やはり労働環境の改善がなければ日本の活力は取り戻せない、そういうことを背景に今回のこの労働三法についての議論があるというふうに私も認識しております。

そこで今、この産業構造の変化、経済の構造変化、こういう価値観が多様な中で、今私が申し上げました、やはり経営者も企業側も、そして労働者側もニーズが非常に多様化している。しかし、その中でどうしたら安心して働いていくのか、どうすればセーフティネットが確立するのか。私は実は、これまで戦後、日本経済が良くなったのは企業がセーフティネットを提供していた、しかしそれができなくなったときに、十分でなくなってきたときにやはり政府がやらないといけない、そういう観点も一つあるのかというふうに思います。

そこで、具体的に政府が取り組んでいることを申し上げますと、さきの通常国会で成立しました雇用対策法改正法案に基づいて若者の雇用機会を確保すると、これがまず第一でございます。それから第二に、パートタイム労働法改正法に基づきまして均衡待遇の確保、そしてそれから、できるだけ正規雇用に移っていただく、こういう施策を取っております。

これに加えますと、今申し上げましたように、この労働三法。もうルールの明確化がなければやはり働いている人たちは不安である。そういう意味での労働契約法。それから、今私申し上げましたように、親方日の丸主義でやれた時代は終わったと、セーフティネットはやっぱり最賃法できつちりやらないといけない、これが第二番目でございます。それから、今御審議いただいている、衆議院で御審議いただいている労働基準法の改正法案、これには法定割増し賃金率の引上げというようなことも入っておりますので、これは是非成立させていたいただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、

この労働三法の審議、これは今申し上げましたように、安心してみんなが働くことができる明るい日本をつくる、希望と安心、これが福田内閣のスローガンでございますから、これを確立するためにも是非必要なことだと、そういうふうに考えております。

○小林正夫君 今大臣の答弁を聞いておりまして共通する点は、やはり日本の働く人たちがきちんとした労働条件の下また自分の人生設計が描けるような、こういう環境をつくっていく、そのことがなければ日本の国力が本当に、何だるう、しっかりとできていかないと。

したがって、この三法を含めて労働問題の、いわゆる世界の各国からあるいは先進国から見ても立ち遅れている労働環境というのは一杯あるんですね、そういう意味でそういうものを引き継ぎ精力的に検討していい日本にしていくと、こういう考え方でよろしいでしょうか。確認いたします。

○国務大臣(舛添要一君) 委員御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 民主党・新緑風会・日本の吉川沙織でございます。この七月の参議院選挙におきまして初めて当選をさせていただきました。また国会での質問は今日が、この厚生労働委員会での質問が初めてになります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私の方からは、主に最低賃金法の一部を改正する法律案、またこれの関連の御質問をさせていただきます。

まず最初に、具体的事項の御質問をさせていただきます。

最低賃金については、二〇〇六年においては加重平均で六百七十三円、二〇〇七年改定後十四円引き上げられて六百八十七円という、そういう状況になっております。ただ、二〇〇六年の六百七十三円と同年の厚生労働省の賃金構造基本統計調査における一般労働者の一時間当たりの平均賃金を比較した場合、最賃は一般労働者の三七・二％の水準にしかありません。また、これは年次をさかのぼって計算をした場合でも三五から三七％で大体推移をしております。これは、月例賃金の時間額と比較をしても三分の一強の、これぐらいの水準にしかありません。

一般労働者の場合は、ボーナスや賞与支給されますが、時間給で働くパートタイマーの方は一部を除いて一時金等は支給されない状況にあります。よって、一時金の支給状況を勘案すると、パートタイマーの方は更に低い水準となっております。そういう現状が存在をいたします。最低賃金をこれまで比較的低い水準で放置をしてきたことがこのような社会のゆがみを生んでいるのではないのでしょうか。

今回の最賃法の改正によって生活保護との整合性に配慮することになるのであれば今申し上げたような状況は改善されるのか、この御認識を大臣の方に伺いをさせていただきます。

○国務大臣(舛添要一君) 最低賃金の決め方というのは、公労使三者がそれぞれ地域でその地方の最低賃金審議会というのを踏まえて、

すから地域別にその地域の事情を踏まえて決定するということがありますけれども、今御指摘なさったように、やっぱりこれ労働者の最低限の生活を保障するという機能があるわけですから、今おっしゃいましたように、生活保護に保る施策との整合性に配慮するということのこと、これを今明確にしたことは正に最後のセーフティネットであるという認識がそこにあるんだらうというふうに思います。

今回、この法律を是非成立させていただきまして、その下で今の状況を踏まえて適切な規模での引上げを何とか実現したいというふうに思っております。

それから、今成長力底上げ戦略推進円卓会議というものを設けておまして、その中で、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げということで、これを政労使の間できちんと合意形成を図りたいと、そういう合意形成を含んで、成長して生産性上がれば必ず最低賃金引上げするんだと、これをきちんとして決めたこと、そういう方針で最低賃金の問題については取り組んでまいりたいと思っております。

○吉川沙織君 今の大臣の御答弁の中で、政労使でこれから検討していくとございました。働いても働いても普通に生活ができないような今の生活保護、保護というか最低賃金の状況、これを、安心して働くことができるセーフティネットの整備として最低賃金の抜本的引上げを検討するに値するということで大臣の御認識はよろしいのでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 私が一人で決めるというわけではなくて、今言ったようにそれぞれ地域の審議会であるべく公平に決めていただく。ただ、今回、生活保護との整合性に配慮するというのは、みんなこの条項をきちっと入れたことは、私は、やっぱり最低賃金は生活保護を下回っちゃいけないと、これは当たり前のことじゃないかなと思います。その当然の国民の認識を前提にして、様々な施策を策行してまいりたいと思っております。

○吉川沙織君 ありがとうございます。では、この生活保護に係る施策との整合性、整合性に配慮するということは、つまりは生活保護を下回ることはないという解釈でよろしいのでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 今申し上げましたように、基本的にそうでなければ、何のために最低賃金があるか分かりませんですから、委員の御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 ありがとうございます。では、実際に現行の地域別最賃の水準は、生活保護と比較した場合、生活保護を下回るところがあるのかないのか。

最近の報道で、二〇〇七年の改定後十四円アップしたけれども、生活保護との逆転現象が解消されない地域が九都道府県もあり、またこれ県庁所在地などに限ると更に増えるという報道もあります。この現状を政府として放置してよいと考えるのか否か、お考えをお聞かせください。

○国務大臣(舛添要一君) 今、委員が御指摘くださいましたように、下回っているところですね、秋田、宮城、北海道、広島、兵庫、京都、千葉、埼玉、大阪、神奈川、東京と、これで間違いないですね。これだけ上がっているわけでありまして、これは、やっぱりできるだけ改善していかないといけないというふうに基本的に思っております。

地域別の最低賃金の決め方というのは三つ要素があって、一つは労働者の生計費、それから労働者の賃金が二番目、三番目が通常の事業の資金支払能力、この三つで決定するというところであります。今の三つの決定基準で各地域の審議会が決めていただいているわけですね。

これも必要があれば政府委員の方に細かいそのルールを御説明させていただきますけれども、生活保護に係る施策との整合性は、じゃあどういふふうになっているかということ、最低賃金と生活保護の水準との比較におきまして、手取り額で見たら最低賃金額と、衣食住という意味での生活保護

のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助を加えたもの、ちょっと長くなって恐縮ですが、要するにその住宅扶助を加えたもの、いわゆる生活保護ですね、それに住宅扶助を加えたものを比較するということ考え方で来ているんで、それで公平な形で一応数字を出しているということですが、今御指摘のようにまだまだアンバランスなところがある。これは、やっぱり私は一つ一つ改善していく努力が必要だろうと思っております。地域によつていろんな事情が違うと思っております。

それで、いろんな指標を比べてみても、収入の基準、生活費の基準、最低賃金の基準、全部、例えば東京を一〇〇としたときに青森が幾らですか、北海道幾らですか、その指標がまばらばらなんで、それが正に地域格差だと思えます。しかし、今委員御指摘し、私が具体的な県名を挙げたようなことがないようにするというのが、これが基本的な政府の方向であります。

○吉川沙織君 ありがとうございます。これに関連して、先週の一部報道でこんな報道がありました。国の統計調査によると、最低賃金を更に下回る賃金しか受け取っていない人がパート、アルバイトの方を中心に全国で四十三万人に上っている。こういう報道がございました。この実態、厚生労働省として、大臣、把握されていきますでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) ちょっと具体的な数字を今持ち合わせておりませんが、最低賃金によつて、最低賃金未満での賃金になっているという人を未満率ということでは、把握をしておりますけれども、これは、これは罰則をもつて強制をするものでありますので、一％程度というふうに考えております。

具体的な数字、それが何万人になるかということについては、ちょっと今手元に数字がございません。

○吉川沙織君 こういう報道があつて、実態を把握しているか否かということをお伺いさせていただきます。ただ、御答弁をお願ひいたします。